

令和3年9月21日
住宅政策本部

「宅地建物取引業者情報のインターネット情報提供システム」の利用停止について
(続報)

本年9月13日に、東京都住宅政策本部において、宅地建物取引業者の免許情報の一部を、都民に提供するために実施している「宅地建物取引業者情報のインターネット情報提供システム」の利用停止について、お知らせをいたしました(裏面参照)。

都は、本システム停止後直ちに、システムの運用保守受託会社に対し、原因究明と早期復旧を指示したところですが、9月17日に受託者から履行不能の申し出があったため、同日付けで、運用保守委託契約を解除いたしました。本システム復旧の際には改めてお知らせいたします。

御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、当面の間、同様のシステムである国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」

(<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>) を御利用くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

住宅政策本部住宅企画部不動産課 山崎

内線 30-370 直通 03-5320-5070

(裏 面)

令和3年9月13日
住 宅 政 策 本 部

「宅地建物取引業者情報のインターネット情報提供システム」の利用停止について

宅地建物取引業者の免許情報の一部を、都民に提供するために実施している「宅地建物取引業者情報のインターネット情報提供システム」が現在停止しておりますので、お知らせいたします。

都は、本日付けで住宅政策本部ホームページにて、当該システムの利用停止の旨を公表するとともに、本システムを運営している受託会社に対し、原因究明と早期復旧を指示したところです。

なお、国土交通省のホームページ内に建設業者・宅建業者等企業情報検索システム (<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do>) がございますので、御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、こちらを御利用くださいますようお願いいたします。

問合せ先

住宅政策本部住宅企画部不動産課 山崎

電話 03-5320-5070 (直通)、内線 30-370